保険概念の再検討

岡山商科大学 大 城 裕 二

昨20年度大会では、「いま保険とは何かを考える」が共通論題テーマとされ、5名の報告者それぞれの立場から現代保険現象の多様性あるいは変容性を捉えられ、従来の保険様相を刷新するさまざまな特質を指摘されていた。すなわち、「保険とは何か」の指摘を後に預け、そこに向けての機運を窺う状況にあったといえる。それほど、「保険とは何か」を端的に説明する課題は、多くの保険関係研究者に周知のとおり慎重を要する課題なのである。過去に華々しく展開された「保険概念」・「保険本質」論争は、不毛の論議であったかのごとくされながらも、ドイツ保険学会で一先ず終息を見、我が国での論争をもある程度の範囲に落ち着かせ、時代の支配的理解を導いて来たものと評価することができる。しかし、情報化を基本的背景として、環境変化の趨勢は、社会経済の基本体

しかし、情報化を基本的背景として、環境変化の趨勢は、社会経済の基本体系を揺り動かせる派生的変化の様々を湧出させている。果たして、「保険とは何か」の合理的表現を再合意すべき機運が到来しているのであろうか。

今回、4名の報告者がこの課題に挑戦していただいている。とくに意図ある わけではなく、次の報告順で、それぞれの立場とテーマで課題に迫って戴いて いる。まず、第一報告として名古屋大学の家森信善先生が「金融論の研究や教 育における保険への関心」と題し、「保険論の隣接領域である金融論(および経 済学)の分野で、『保険』がどのように教育され、研究されているかを明らかに すること」に焦点を当て、第二報告として香川大学の安井敏晃先生が「保険概 念における不可欠な条件について」と題し、「保険について理解していない消費 者に対して保険概念を説明する上で,その概念のなかでも特に強調する必要の ある要素について検討すること」を中心として、第三報告として長崎大学の大 倉真人先生が「リスク移転および集積システムとしての保険-経済学的アプロ ーチー」と題し、「経済学的アプローチによって、保険の機能を『リスク移転』 と『リスク集積』という2つの観点から言及していくこと」を目的として、最 後に第四報告として学習院大学の後藤元先生が「法律の適用・解釈における保険 概念の役割」と題し、「具体的な法規定の適用・解釈に際して、保険概念に関す る議論がどのような役割を果たしうるのかという問題について検討すること」 を論点として、それぞれ共通論題に応える手掛かりに接近しようとされている。 果たして、今回、4名の報告者それぞれの視点から現代保険概念の検討に向

果たして、今回、4名の報告者それぞれの視点から現代保険概念の検討に向けて何がしかの意義と糸口を切り開きうるものなのか、後の質疑応答をも含めて、まずは各報告者の論点に関心が寄せられるところである。

金融論の研究や教育における保険への関心 名古屋大学大学院経済学研究科 家 森 信 善

1. はじめに

本報告は、保険論の隣接領域である金融論(および経済学)の分野で、「保険」がどのように教育され、研究されているかを明らかにすることを目的にしている。具体的には、次の3つの観点から議論を行うことにした。

第 1 に、金融論の「教育」において保険がどのように位置づけられているかである。そのため、過去 50 年ほどの間に出版された 50 冊の大学レベルの金融論の教科書から、保険に関する記述を抽出して分析するというスタイルをとった。

第 2 に、金融論の「研究」において保険のどのような側面が分析対象になっているかを 調べることにした。これにより、金融学者が保険のどのような部分に関心を持っているの かを明らかにできるであろうし、保険学者と金融学者の共同研究が発展することも期待で きよう。そのため、1970 年以降の日本金融学会の全国大会報告における「保険」関連の研 究を抽出するという作業を行った。

第 3 に、アメリカでの保険研究について先行研究を紹介する。アメリカでの保険研究では、保険プロパーの領域の研究だけでなく、「経済学」や「ファイナンス」分野の研究の影響が大きい。そこで、世界での経済学や金融論の分野での保険がどのように研究されているかを知るために、アメリカでの保険研究の動向についてまとめたいくつかの先行研究の結果を紹介する。

2. 大学レベルでの金融論の教育における保険

調査方法としては、過去 50 年ほどの間に出版された大学レベルの金融論のテキスト 50 冊を対象にして、「保険」がどのように記述されているか (記述されていないという事実も含めて)を調べていくこととした。

1987 年頃までに出版された金融論のテキストでは「保険」はほとんど触れられていないが、1990 年前後に出版されたテキストで以前よりは長めの記述がみられるようになり、1995 年以降になると「保険」にある程度の説明を与えている金融論のテキストが増えている。つまり、金融論のテキストの中で、保険関連の記述は時代とともに増えてきていることが

確認できた。これは、金融論の研究関心が、純粋な理論的な分野から金融制度に広がってきたことを反映しているのだろう。それに加えて、保険会社が金融市場で大きなウエイトを占めるようになったという現実や、保険会社の破綻が家計や経済に影響したというバブル崩壊後の苦い経験も反映しているのであろう。

3. 日本の金融論研究における保険への関心

次に、金融論の領域で保険のどのような側面が研究されているかを調べてみることにした。ここでは、日本金融学会の全国大会(年に2回、すなわち春季および秋季大会が開催されている)での報告タイトルに「保険」が入っているものをピックアップするという手法で研究を特定化することとした。

その結果を見ると、日本金融学会で初めて行われた「保険」関係の報告は1985年の小藤康夫先生の報告であった。1985年以降5年ずつに期間を区切ってみると、1980年代後半3件、1990年代前半4件、1990年代後半8件、2000年代前半11件であり、2005年から2009年春までは1件もない状況である。2005年以降の動向をどう評価するかは別にして、2000年前後の時期に保険関係の研究が活発に報告されていたことがわかる。ただし、報告者の顔ぶれを見ると、多数の金融学者が関心を持って、保険学会とは無関係に、「保険」を研究しているというよりは、「保険」を金融面から捉えることに関心のある保険研究者が日本金融学会でも報告しているというのが実態のようである。

4. 世界の保険研究の状況

アメリカの保険学者にとっても、「保険研究のコアの課題は何か」というのは未解明の問題であり、保険研究者に対して直接尋ねる方法や保険分野の主要な学術雑誌の掲載論文の動向を分析する方法などによって、保険研究のコアを調べる研究が行われている。たとえば、Weiss and Qiu(JRI 2008)は、Journal of Risk and Insurance の創刊以来の掲載論文をトピックス別に整理し、保険数理や損害保険、雇用者給付といった保険領域の固有テーマとともに、保険経済学やファイナンス/リスクマネジメントといった経済学や金融論との境界領域の研究も大きなウエイトを持っていることを明らかにしている。その他の研究でも同様の結果が得られており、アメリカを中心にした世界の保険研究は経済学などの隣接分野の影響を強く受けて、それらの成果を生かしながら発展していることが確認できた。

共通論題「保険概念の再検討」

報告要旨:安井敏晃

保険概念における不可欠な条件について

香川大学 安 井 敏 晃

1.はじめに

周知のごとく、保険の概念を巡っては保険本質論において、長年検討されてきたが、未だに定説がみられない。その保険概念を構成する条件もまた、論者により異なっており、完全に一致するわけではない。

本報告では、消費者に対する保険教育という場面に限定したうえで、保険概念を構成する条件を検討してみたい。

2.定義の必要性

前述の保険の定義については、実に多くの学説が展開されてきた。しかしながら、この保険の定義を巡る論争に対しては、それ自体に対して強い批判がなされた。水島博士は研究者各自がそれぞれの自説を展開する状況について、「期待される実りは、保険論研究のもつ現代的課題にとって決して大きいものとは思われない」と指摘されている¹。

ところが、近年この保険概念について、再び強い関心がもたれるようになってきている。この背景としては、多くの論者が指摘しているように、金融技術の発達が新しいリスク処理手段を創り出したことを挙げることができる²。保険はリスク・マネジメントの手段としてみた場合には、リスク・ファイナンスのなかでもリスク転嫁のひとつとして中心的な位置を占めている。しかしながら、同じくリスク転嫁の機能を果たす手法として、保険以外の手段が発達してきたため、これらの手段と保険を区別する必要が生じたのである。つまり、この区別は学術的な観点から必要とされるだけでなく、保険事業の監督など実務面でも必要とされるのである。そして、この区別のためには、保険概念を構成する条件はどのようなものか捉えることが求められる。

3.消費者教育

これに加えて、消費者に対して保険教育を進めるうえでも、保険概念における条件を改めて検討する必要があるだろう。保険がわが国に導入されて100年以上がたつ現在においてもなお、保険思

[」] 水島[2006],p.1.

² 吉澤[2006],p.1 等.

想を巡る問題点が指摘されている³。これを克服するために消費者向けの保険教育を進めていく上では、抽象的で難解な定義ではなく、何よりもわかりやすく簡明な説明が必要となる。その際、保険概念のなかでも特に伝えなければいけない条件を確認しておく必要がある。

それではその条件とは何か。それを確認するためには、前述した保険に対する誤解を検討することでヒントが得られるのではないか。

4.保険に対する誤解

誤解の具体例としては、いわゆる「掛け捨て」や「助け合い」がある。これらは多くの論者により批判されている \hbar^4 、消費者教育を進めていくうえでも問題となっていることがすでに取り上げられている \hbar^5 。

保険料を支払ったからといって、必ずしも保険金が支払われるわけではないことは、保険の仕組みからして極めて当然のことである。それにもかかわらず、「掛け捨て」という表現はいまだに使用されている。また、保険制度を説明するさいに、保険を「助け合い」の制度、あるいは「相互扶助」の制度と捉える表現も、多くの論者が批判しているにもかかわらず、現在も使われている。5.不可欠の条件

本報告ではこの二つの具体例を検討することで、保険概念を構成する条件のなかでも、特にどの 条件を消費者に伝え漏らしてはならないのか検討してみたい。

主要参考文献

田村祐一郎[1990]『社会と保険』千倉書房.

堀田一吉[2009]「保険教育の対象と範囲」『「学校教育における保険教育の現状と展望」』生命保険文化センター.

水島一也[2006] 『現代保険経済』千倉書房.

吉澤卓哉[2006]『保険のしくみ』千倉書房.

³ 田村[1990],p.9.

⁴ 田村[1990], p. 6, 215. ;水島[2006], p. 11 等.

⁵ 掘田[2009],pp3-18.

リスク移転および集積システムとしての保険-経済学的アプローチー 長崎大学 大 倉 真 人

1. 序

社会に存在する各主体は、常に何らかのリスクにさらされている。そして同時に、そのようなリスクの分布は、多くの場合、個人的に見ても社会的に見ても効率的ではない。一例として、自動車事故のリスクや一家の大黒柱の死亡といったリスクを考えてみる。平均的な所得を持つ家計にとっては、これらのリスクは自身の負担能力をはるかに超える損害(賠償)額を生じさせる可能性を有している。逆に、より負担能力の大きな主体にとっては、その負担能力が十分に活用されていないかもしれず、その分だけ社会的に見て非効率性が生じているかもしれない。

このような状況下において、各主体は、そのようなリスクに対して何らかの対策を講じる必要に迫られるが、その手法はリスクの大きさ・種類その他により様々である。そしてそのような手法の1つとして挙げられるのが「リスク移転」である。「リスク移転」とは、端的には「ある主体のリスクを別の主体へ移し替えること」である。よって契約を通じて、ある主体のリスクを別の主体である保険会社に移し替える保険は、リスク移転の一手法として位置づけられる。

しかしながら、昨今における金融技術の発達等により、保険は「リスク移転」の手法の「1つ」に過ぎないのが現状である。オプションなどに代表されるデリバティブ取引などもまた、当該取引を通じて、ある主体のリスクを別の主体へ移し替える機能を有している。実際、これらの取引は、「保険に替わるリスク移転」であることから、「代替的リスク移転」(ART)と呼ばれている。それゆえに「リスク移転」という性質のみでは、保険を個別的に特徴づけたことにはならない。

では、同じ「リスク移転」の機能を有する保険契約とデリバティブ取引との違いは何であろうか?このように考えたときに考慮すべきなのが、保険における「集団形成」の観点である。すなわち保険では、保険会社という「集団」において各主体のリスクが集積される。そしてこのような集団の形成は、集団に属する各主体同士のリスクの相殺を行うことを可能とするが、このような機能は保険に固有のものであると評価できる。

以上の議論を基礎に、本報告では、保険を「リスクを特定の集団である保険会社に移転 することを通じて、社会的に望ましいリスク配分を生み出すシステム」と規定する。その 上で、そのシステムの内容について、Borch (1990, Chapter 2 および 3)をベースとした簡単な経済モデルを用いて分析していくことを本報告の主たる目的とする。

2. モデル

経済モデルの概略について述べれば以下のようになる(詳細についてはレジュメ(フルペーパー)を参照)。まず、1社の保険会社と2人以上の消費者が存在する経済を想定する。また、この2人以上の消費者が直面するリスク間には一定の相関関係が存在する。そして、各消費者は、保険契約を通じて自身のリスクを保険会社に移転する。さらに、このようなリスク移転を通じて、保険会社において各主体のリスクが集積される。

上記のような状況の中で、最適なリスク配分を実現するような保険契約を「最適保険契約」と定義し、それを経済モデルによって導出する。さらにその上で、この最適保険契約の特徴を明らかにしていく。

3. 保険システムの阻害要因

現実の保険市場は、当然ながらモデルで示したよりも複雑である。それゆえにモデルに 示した形のリスク移転は、ある意味「理想解」であり、現実にこのような「理想解」が実 現する必然性はない。そこで本報告では、モデル解の実現を阻害する諸要因として、取引 コスト、情報の非対称性、リスクとインセンティブのトレードオフ、の3つについて述べ ていく。

4. 結

保険の機能を説明する上でのポイントは、「移転」と「集団形成」である。移転を通じて、 各主体のリスク回避度に応じたリスク配分を行うことができる。集団形成を通じて、集団 に属する各主体同士の複数のリスクの相殺が可能となる。言ってみればこの2つの機能が 同時に存在しているところが、他のリスク移転手段とは異なる保険の特徴であると結論づ けることができる。

しかしながらこのような保険の機能は、現実社会において万能なものではなく、その機能の発揮を阻害する様々な要因が存在することも事実である。これらの存在は、「保険万能説」の否定根拠の1つであるといえ、また同時に、「望ましい保険システムの構築」を行うためには、これらの要因についての検討が必須であると言える。

【平成 21 年度日本保険学会大会】 共通論題「保険概念の再検討」

報告要旨:後藤 元

法律の適用・解釈における保険概念の役割

学習院大学 後 藤 元

I. はじめに

法律の適用・解釈において、保険とは何かということに関する議論が意味を持ちそうな局面は、その適用が問題となっている法規定の性質によって、大きく二つに分けることができると思われる。すなわち、第一に、「保険」であることが当該規定の適用要件になっている場合がある。ここでは、ある取引がまさに「保険」取引であるのか否か、ということが問題となる。第二に、当該規定の要件に「保険」という概念は含まれていないが、ある取引に当該規定を適用するに際して、当該取引が保険取引であることがどのような影響を与えるかということが問題となる場合もある。

Ⅱ. 典型的な保険以外の取引と保険契約法・保険監督法・租税法の適用

まず、リスクの移転・集積・分散がなされ、収支相等原則と給付反対給付均等原則が妥当しているような典型的な保険取引(山下友信『保険法』6-8 頁(2005)、吉澤卓哉『保険の仕組み』(2006)等を参照)について、保険契約法・保険監督法・租税法の規律がそのまま適用されることには問題はない。では、以上の要素のいずれかを欠く取引、たとえば、ある者が1年以内に死亡したら1億円支払う旨を1万円の受領と引換えに約する取引を収支相等の原則が確保されない規模で行う場合に、保険法や保険業法の規定を一切適用しないでよいのだろうか。個々の規定の趣旨を考えれば、このような取引においても、契約者と被保険者的な地位にある者とが異なっている場合には被保険者の同意に関する規定(保険法38条)を適用ないし類推適用すべきであり、また、このような杜撰な運営によって保険類似の事業を行っている業者に対しても、保険業法上の監督規制を及ぼす必要があるといえよう。

また、家電販売業者による製品保障や JAF のロードサービスのように保険と同じ効果を持つ取引を保険という形をとらない取引として仕組める場合については、これを保険会社がそのような事業を行うことができるかどうかという問題と、保険会社以外の者が行うことができるかどうかという問題がある。これらの問題も、このような取引が保険であるのか否かという観点から一律に決するのではなく、保険会社に他業禁止規制(保険業法 100条)が課せられている趣旨や、保険会社以外の者による商品提供の合理性と監督規制の要

否といった観点から検討されるべきであろう。

さらに、保険という形式を採っているが典型的な保険取引ではない取引、たとえば、保険成績がよければ保険料の一部が返還される旨の取決めがあるいわゆるファイナイト保険において、支払われた保険料は税務上、損金ではなく預り金ではないかということが問題とされることがある。この問題についても、ファイナイト保険が保険であるか否かということからストレートに結論を導こうとするよりも、当該保険取引の特性に応じた取扱いの要否を検討した方が生産的であると思われる(法人税基本通達9-3-9を参照)。

Ⅲ. 典型的な保険と独占禁止法の解釈

次に、典型的な保険取引について適用される法規定の解釈への保険の機能に関する議論の影響の例としては、保険料カルテルに対する独占禁止法上の課徴金について、同法では 課徴金額が業者の「売上額」を基準として定められているところ、保険会社の「売上額」 とは何かという問題が挙げられる。

この点について、最判平成 17 年 9 月 13 日民集 59 巻 7 号 1950 頁は、危険保険料と付加保険料を合わせた営業保険料全額が「売上額」であるとしているが、保険会社の提供しているサービスは、保険金の支払ではなく、契約者が拠出した保険料による基金の管理・運営であり、これに対応する「売上額」は付加保険料のみであるとする批判がなされている(井口富夫『現代保険業研究の新展開』63-72 頁(2008))。この批判説に対しては、保険会社にリスクがまったく移転していないわけではないとの反論がなされているが、それに相当する対価の範囲は明確ではなく、結局、保険の機能や保険事業に関する理解のみから結論を導くことは困難であるように思われる。ここでも、当該規制の趣旨、すなわちカルテル行為の適切な抑止という観点からの検討が必要であろう。

IV. 終わりに

「保険」という取引・制度をどう捉えるかという問題は重要なものであるが、個々の法規定の適用に際しては、その議論から直接何らかの結論を導きうるとは限らない。典型的な保険とはどのようなものであり、またどのような機能を有しているのかということを前提とはしつつも、当たり前のことではあるが、当該法規の趣旨・効果を踏まえて当該法規をいかなる場合に適用すべきかという観点からの解釈が必要であろう。